

鳥取県告示第 362 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 5 月 13 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
久米の郷さくら診療所 所長 金子 徹也	倉吉市福光 225	久米の郷さくら通所リハビリテーションセンター	倉吉市福光 225	通所リハビリテーション	平成 20 年 5 月 12 日